

(写)

3 三総政第485号

令和4年2月16日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち 様

三鷹市長 河 村 孝

### 議案の送付について

令和4年第1回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

#### 記

- 議案第1号 三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリー条例
- 議案第2号 三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例
- 議案第3号 三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 三鷹市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 三鷹市消防団条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 三鷹市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第12号 三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリーの指定管理者の指定について
- 議案第13号 令和3年度三鷹市一般会計補正予算（第13号）
- 議案第14号 令和3年度三鷹市一般会計補正予算（第14号）
- 議案第15号 令和3年度三鷹市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

- 議案第16号 令和4年度三鷹市一般会計予算
- 議案第17号 令和4年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第18号 令和4年度三鷹市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第19号 令和4年度三鷹市介護保険事業特別会計予算
- 議案第20号 令和4年度三鷹市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第21号 令和4年度三鷹市下水道事業会計予算

議案第1号

三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリー条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月24日

提出者 三鷹市長 河村 孝

## 三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリー条例

### (目的及び設置)

第1条 市民の美術作品等の発表の場を提供すること等により、市民の芸術文化の振興を図るとともに、桜井浜江の業績を顕彰し、心豊かな地域社会の形成に寄与するため、三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリー（以下「市民ギャラリー」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 市民ギャラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリー

位置 三鷹市下連雀三丁目42番3-101号

### (指定管理者による管理)

第3条 市民ギャラリーは、その設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理を行うものとする。

2 指定管理者は、三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年三鷹市条例第13号）第4条第1号から第3号までのいずれにも該当するとともに、美術作品等の発表の場を提供し、芸術文化の振興を図るほか、桜井浜江の業績を顕彰するために必要な能力及び実績を有するものとする。

### (指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 桜井浜江の業績の顕彰に関する業務
- (2) 施設、設備及び器具の維持管理に関する業務
- (3) 施設の使用の承認に関する業務
- (4) 施設の使用料の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

### (休館日)

第5条 市民ギャラリーの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日以後の休日を除く直近の日及びその翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月4日までの日

(使用時間)

第6条 市民ギャラリーの使用に供する時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(使用の承認)

第7条 市民ギャラリーの施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、前項の承認に際して、条件を付けることができる。

(使用の不承認)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民ギャラリーの施設の使用を承認しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設、設備及び器具を損傷するおそれがあるとき。

(3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するものと認められるとき。

(4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するものと認められるとき。

(5) 管理上支障があるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当と認めるとき。

(使用期間)

第9条 市民ギャラリーの施設の使用期間は、同一人につき引き続き6日を限度とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるとき、又は管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第10条 市民ギャラリーの施設の使用料は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、使用の承認を受けた際に納入しなければならない。

(使用承認の取消し等)

第11条 指定管理者は、使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的又は使用の条件に違反したとき。
- (3) 公益上の必要が生じたとき。
- (4) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。

(使用料の不還付)

第12条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、市民ギャラリーの施設の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに施設、設備及び器具を原状に回復しなければならない。第11条の規定により、使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第15条 美術作品等又は施設、設備若しくは器具に損害を与えた者は、市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

(入館の制限等)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民ギャラリーへの入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は美術作品等若しくは施設、設備若しくは器具を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認めるとき。

(販売行為の禁止)

第17条 市民ギャラリーにおいては、物品の販売行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第18条 指定管理者は、三鷹市個人情報保護条例（昭和62年三鷹市条例第29号）の定めるところにより、市民ギャラリーの管理に関し保有する個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他保有する個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 市民ギャラリーの管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(施設の使用)

- 2 施設の使用は、令和4年6月1日からとする。

別表（第10条関係）

使用区分	1日	引き続き6日
使用料	6,000円	30,000円

備考

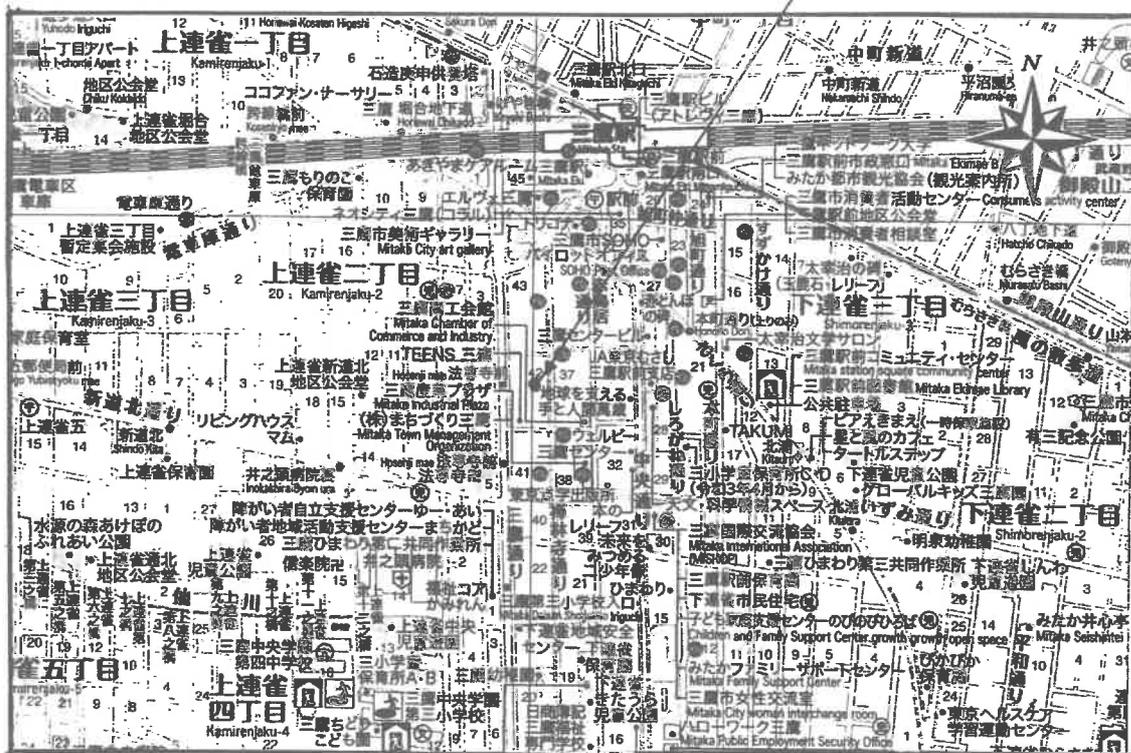
- 1 使用者が入館料その他これに類する料金を徴収する場合は、使用料の5割に相当する額を割増徴収する。
- 2 1日使用の場合において、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合は、使用料の2割に相当する額を割増徴収する。

提案理由

市民の美術作品等の発表の場を提供すること等により、市民の芸術文化の振興を図るとともに、桜井浜江の業績を顕彰し、心豊かな地域社会の形成に寄与することを目的として、三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリーを設置するため、本案を提出します。

# 案内図

## 三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリー



議案第 2 号

三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この条例において「高校生等」とは、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「高校生等を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない高校生等を監護し、かつ、その生計を維持する者

3 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該高校生等は、当該父又は母のうちいずれか当該高校生等の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 この条例にいう「父」には、母が高校生等を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

### (対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、三鷹市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する高校生等を養育している者であって、その者が養育する高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する高校生等を養育している者は、対象者としなない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 規則で定める施設に入所している者

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住

居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者

(医療証の交付)

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、養育する高校生等について市長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第5条 市は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」という。）から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。

2 前項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(医療費の助成)

第6条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、医療証を提示し、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(一部負担金相当額等の支払方法)

第7条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、別表に規定する一部負担金相当額及び入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、国民健康保険法又は社会保険各法による支払方法の例により病院又は

診療所に支払うものとする。

(届出義務)

第8条 対象者は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 対象者は、現況について、規則で定めるところにより毎年、現況届を市長に提出しなければならない。ただし、市が管理する公簿等により、現況届に記載すべき内容を確認することができるときは、これを省略することができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第4条及び第8条の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日までの間、第6条の規定にかかわらず、医療費の助成は、助成する額を対象者に支払うことによって行うものとする。

(準備行為)

3 この条例による医療証の交付に係る手続その他の行為は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第5条、第7条関係)

区分	一部負担金相当額
入院、調剤及び訪問看護に係る医療費	0円
通院（施術を含む。）に係る医療費 （通院1回当たり）	200円

備考 通院（施術を含む。）に係る医療費について、通院1回当たりの対象者

負担額が200円に満たない場合にあつては、その満たない額とする。

#### 提案理由

高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健やかな育成を図り、子育ての支援に資するため、本案を提出します。

議案第3号

三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月24日

提出者 三鷹市長 河村 孝

三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正  
する条例

三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成8年三鷹市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「ドナー休暇」の右に「、出生サポート休暇」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定は、令和4年1月1日から適用する。

提案理由

出生サポート休暇を新設するため、本案を提出します。

議案第4号

三鷹市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月24日

提出者 三鷹市長 河村 孝

## 三鷹市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三鷹市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号アを次のように改める。

ア 当該非常勤職員の養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き再度の任用をされないことが明らかでない非常勤職員

第6条中「次のいずれにも該当する」を「勤務日ごとの勤務時間を考慮して、市規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第10条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第11条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### 提案理由

非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、本案を提出します。

議案第5号

三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月24日

提出者 三鷹市長 河村 孝

三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部を改正する条例

三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和27年三鷹市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条中第67号を第68号とし、第66号を第67号とし、第65号の次に次の1号を加える。

(66) デジタル推進参与

第3条第2項中「及び第63号」を「、第63号及び第66号」に、「第67号」を「第68号」に改め、同条第3項中「第67号」を「第68号」に改める。

第4条第1項ただし書中「第67号」を「第68号」に改める。

別表第1中

「

子ども発達支援センター嘱託医	126,500円	を
----------------	----------	---

」

「

子ども発達支援センター嘱託医	126,500円	に改める。
デジタル推進参与	104,000円	

」

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

デジタル技術を活用した、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現に向けて、有識者の観点から市のデジタル化施策全般について助言及び支援を行う非常勤の特別職職員として、新たにデジタル推進参与の職を設けるとともに、その報酬額を定めるため、本案を提出します。

議案第6号

三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月24日

提出者 三鷹市長 河村 孝

## 三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市職員の給与に関する条例（昭和26年三鷹市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「第13条」を「次条」に改める。

第13条の4第2項中「前項の規定による勤務1回につき1万2,000円を超えない範囲内において市規則で」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の2号を加える。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において市規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額）
- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において市規則で定める額

第13条の4中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員が、災害への対処その他の緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

管理職員特別勤務手当を見直すほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第7号

三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月24日

提出者 三鷹市長 河村 孝

三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正  
する条例

三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年三鷹市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「対象」を「対象者」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第7条第2項中「、対象者」を「、助成する額を対象者」に改める。

別表中「第6条」の右に「、第8条」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（三鷹市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正）

3 三鷹市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年三鷹市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「対象」を「対象者」に改める。

第7条第2項中「、対象者」を「、助成する額を対象者」に改める。

提案理由

全ての義務教育就学児の医療費の助成における所得制限を撤廃するほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 8 号

三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三鷹市国民健康保険条例（昭和34年三鷹市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「20歳」を「18歳」に改める。

第10条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第11条の見出し中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「100分の5」を「100分の5.3」に改める。

第13条の見出し中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同条中「2万7,500円」を「2万8,000円」に改める。

第13条の2中「100分の1.9」を「100分の2」に改める。

第13条の3中「1万800円」を「1万1,200円」に改める。

第13条の4中「100分の1.4」を「100分の1.5」に改める。

第13条の5中「1万2,500円」を「1万3,000円」に改める。

第16条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第19条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、「1万9,250円」を「1万9,600円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,840円」に改め、同号ウ中「8,750円」を「9,100円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、「1万3,750円」を「1万4,000円」に改め、同号イ中「5,400円」を「5,600円」に改め、同号ウ中「6,250円」を「6,500円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、「5,500円」を「5,600円」に改め、同号イ中「2,160円」を「2,240円」に改め、同号ウ中「2,500円」を「2,600円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める

額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
  - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,200円
  - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,000円
  - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,200円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,000円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
  - ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,680円
  - イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,800円
  - ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4,480円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,600円

第19条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。」の右に「及び」を加える。

附則第3項中「第19条」を「第19条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第4項から第8項まで及び第10項から第14項までの規定中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第11条の見出し及び第13条の見出しの改正規定、第19条第1号アの改正規定（「係る」の右に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）、同条第2号アの改正規定（「係る」の右に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）並びに第19条の2の改正規定（「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。」の右に「及び」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の三鷹市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適

用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

課税限度額、所得割額の算定割合及び均等割額を改めるとともに、未就学児に係る均等割額を減額するほか、結核医療給付金の支給要件の改正その他規定の整備をするため、本案を提出します。

議案第9号

三鷹市消防団条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月24日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市消防団条例の一部を改正する条例

三鷹市消防団条例（昭和27年三鷹市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

2 団員が災害、訓練等の職務に従事したときは、次の出動報酬を支給する。

区分	報酬額
災害出動	1日につき8,000円 ただし、出動が3時間以内の場合は、3,000円とし、出動が8時間を超える場合は、1時間までを増すごとに1,000円加給する。
訓練出動	1日につき3,000円
前2項に掲げる出動のほか、団長が命じた出動	1日につき3,000円

### 備考

1 災害出動をしたが詰所待機となった場合、誤報によるものであった場合その他これに準ずると団長が認める場合において、1日の災害出動が1回の当該出動のみのときは、災害出動の項の規定にかかわらず、報酬額は1,500円とする。

2 日をまたぐ出動については、出動日としては1日として扱う。

第17条第3項中「第1項」を「前2項」に改め、「又は前項第1号により加給される報酬」を削り、「され又は消防自動車の運転及び操作（以下「運転業務等」という。）を命ぜられたときは、その」を「された」に改め、「又は運転業務等」を削り、同条第4項中「第1項」の右に「及び第2項」を加え、「及び第2項第1号により加給される報酬」を削り、「日」の右に「の属する月分」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の三鷹市消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後の命令等により出動する者について適用し、同日前の命令等により出動した者については、なお従前の例による。

#### 提案理由

職階に応じた月額報酬に加えて支給している待機、特別出動等に対する報酬を見直し、1日を支給単位とし、出動の区分に応じて出動報酬を支給するため、本案を提出します。

議案第 10 号

三鷹市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

三鷹市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年三鷹市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2項（）」の右に「これらの規定を」を加え、「第36条」を「第36条第8項」に改める。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

### 提案理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、傷病補償年金等に係る規定を整備するため、本案を提出します。

## 議案第11号

### 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3の規定に基づき、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定める。

令和4年2月24日

提出者 三鷹市長 河村 孝

## 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に、「令和2年4月1日現在」を「令和4年4月1日現在」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和4年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和3年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

## 提案理由

後期高齢者医療の保険料の軽減措置を引き続き実施することに伴い、令和4年度及び令和5年度の2年間の時限措置として、審査支払手数料相当額、財政安定化基金拠出金相当額、保険料未収金補填分相当額、保険料所得割額減額分相当額及び葬祭費相当額を関係市区町村の一般財源から負担金として支弁することとするため、本案を提出します。

## 参考法令

### 地 方 自 治 法 抜 粋

(組織、事務及び規約の変更)

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合(変更された場合を含む。)における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 広域連合は、次条第1項第6号又は第9号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第1項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(以下省略)

(規約等)

第291条の4 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- (1) 広域連合の名称
- (2) 広域連合を組織する地方公共団体
- (3) 広域連合の区域
- (4) 広域連合の処理する事務
- (5) 広域連合の作成する広域計画の項目
- (6) 広域連合の事務所の位置
- (7) 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- (8) 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法
- (9) 広域連合の経費の支弁の方法

(以下省略)

(議会の議決を要する協議)

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 12 号

三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリーの指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

## 三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリーの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリーの指定管理者を次のとおり指定する。

施 設	指定管理者	指定の期間
三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリー 三鷹市下連雀三丁目42番3-101号	三鷹市上連雀六丁目12番14号 公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

### 提案理由

三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリーの指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 13 号

令和 3 年度三鷹市一般会計補正予算（第13号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 14 号

令和 3 年度三鷹市一般会計補正予算（第14号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 15 号

令和 3 年度三鷹市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 16 号

令和 4 年度三鷹市一般会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 17 号

令和 4 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 18 号

令和 4 年度三鷹市介護サービス事業特別会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 19 号

令和 4 年度三鷹市介護保険事業特別会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 20 号

令和 4 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 21 号

令和 4 年度三鷹市下水道事業会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝